

# こども・若者の孤独・孤立状態の予防に 向けた取組の推進

令和8年5月28日

こども家庭庁

〈こども政策推進事業費補助金〉令和7年度補正予算 5億円

## 事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要の実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- 本事業により、こどもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- また、地域におけるこどもの諸問題に対応するべく、今後の児童館の活動を開発し、普及することを目的にモデル事業を実施する。
- (1)～(3)は「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、3年間(令和6年度～令和8年度)、(4)は3年間(令和7年度～令和9年度)で集中して支援を行い推進するものである。

## 事業の概要

### (1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

### (2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

〈広報啓発の取組例〉

- ・こどもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・居場所マップの作製・配布
- ・人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施 等

### (3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援(モデル事業)

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

〈想定されるテーマ例〉

- ・早朝のこどもの居場所づくり
- ・新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
- ・ユースを中心とした居場所づくり 等



### (4) 児童館等を活用した地域課題解決モデル事業

すべてのこどもが利用できる児童館の特性を活かし、現行の「児童館ガイドライン」に示された内容を超え、今後期待される活動に取り組む自治体に対して事業費を補助する。

〈活動例〉小学生の生活の連続性に配慮した地域人材のコーディネート(学校支援人材や放課後児童支援員等の放課後支援人材の発掘、養成等)

## 実施主体等

### (1) 実態調査・把握支援

【実施主体】都道府県、市区町村	【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】1 都道府県あたり	7,489千円
1 指定都市あたり	5,842千円
1 特別区・中核市あたり	3,683千円
1 市町村あたり	2,080千円

### (2) 広報啓発活動支援

【実施主体】都道府県、市区町村	【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】1 都道府県あたり	4,502千円
1 指定都市あたり	4,090千円
1 特別区・中核市あたり	3,849千円
1 市町村あたり	2,107千円

### (3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援(モデル事業)

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体(全国展開しているオンラインの居場所に限る)
【補助率】国 10/10
【補助基準額】1 団体あたり 5,000千円(上限) ※同一団体の同一事業は採択しない。

### (4) 児童館等を活用した地域課題解決モデル事業

【実施主体】都道府県、市町村
【補助率】国 10/10
【補助基準額】1 自治体あたり 5,000千円



〈こども政策推進事業費補助金〉令和8年度予算 7億円（9億円）

## 事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要となる「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体でこどもの居場所づくりの推進に取り組む。

## 事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるところを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

### 【こどもの居場所づくりコーディネーターの要件】

- 地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

### 【こどもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

- 居場所に関する地域資源の把握
- 居場所同士や関係機関等ネットワーク形成
- その他、地域の実情等に応じて行う業務



## 実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額】 i) コーディネーター配置（1実施主体あたり）

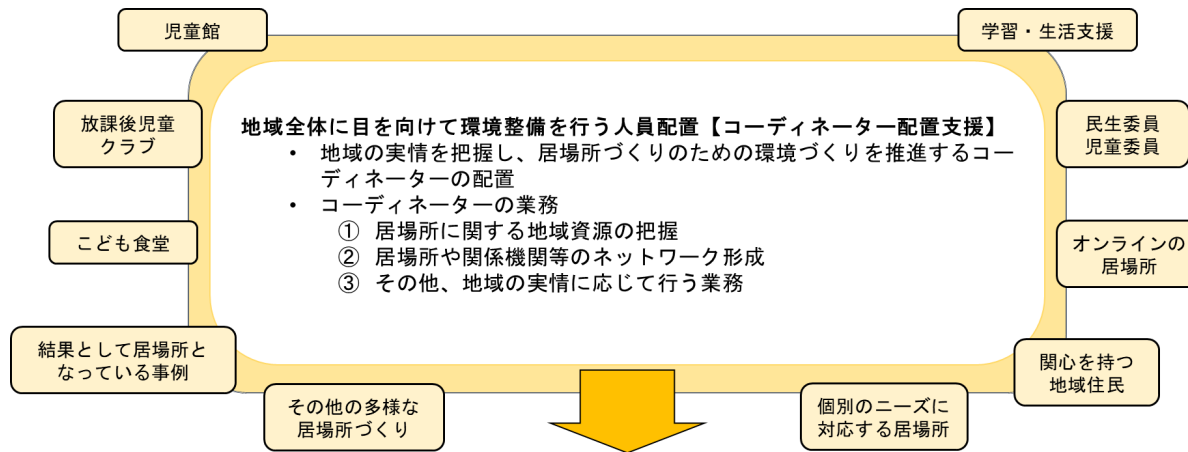
17,580千円（3名以上配置の場合）

11,846千円（2名配置の場合）

6,111千円（1名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援（1か所あたり）

50千円



＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算 203億円の内数（180億円の内数）

## 事業の目的

- 多様かつ複合的な困難に直面する子どもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所（こども家庭センター・放課後児童クラブ・公民館・商店街等）の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、子どもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とする子ども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されている子ども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

## 事業の概要

- ア 通常実施型（開催頻度等の要件なし）**  
年間を通じて食事（こども食堂等）やこども用品（文房具、生理用品、おもちゃ等）の提供等を行う  
➢ 長期休暇期間に通常より活動回数を増加した場合には加算を実施（※1、2）
- イ 長期休暇期間集中実施型（開催頻度等の要件あり）《新規》**  
長期休暇期間中に集中的に、暑さ等対策の整った安全な居場所で食事を提供（居場所モデル）、又はこども宅食やフードパントリーの実施による食事支援（宅食等モデル）を実施
- ウ 体験・交流・学習支援提供型《拡充》**  
多様な人物との出会いを通じて将来像を考える機会や屋外活動等様々な体験機会の提供、学習支援を行う
- エ 備品等購入支援**  
①立上げ支援：既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所での立上げ等を支援する  
②継続支援：こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する
- オ 環境整備支援（地域で子ども等を支援するための仕組みづくり）**  
相談窓口の設置やコーディネーターの配置、地域の子ども等の支援ニーズを把握するための研修等を行う
- カ その他上記に類する事業**
- 要支援児童等支援強化加算事業**  
ア～カのいずれかの実施に加え、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されている子ども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う場合は加算を実施
- 注1：ア～カを組み合わせる実施可能（エは①又は②いずれかのみ）  
注2：アを実施するこども食堂等がイを実施することも可能

## 福祉・教育施設、地域における様々な場所

・支援ニーズを把握するための研修、地域人材をコーディネーターとして配置

食事やこども用品の提供



長期休暇中の食事・涼の集中支援



体験や多様な人との交流機会の提供



発見

連携

要保護児童  
対策地域  
協議会

支援が必要な子ども

市区町村

こども家庭センター

学校・教育委員会

市・町・区役所

都道府県（後方支援または直接支援）

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（特別区を含む）

【補助率】 国：2/3又は1/2、都道府県・市町村：1/3又は1/2

※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ  
財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある

【補助基準額（1箇所当たり）】 最大15,743千円 要支援児童等支援強化加算事業と合わせて最大18,335千円

ア：3,140千円 ※1 長期休暇期間に通常より活動回数の増加を図った場合の加算：1,000千円 ※2 アを実施するこども食堂等がイを実施する場合は、アの加算は実施しない

イ：4,260千円 ウ：3,910千円 エ①：1,520千円 エ②：300千円 オ：2,913千円 カ：ア～オに準じる ○要支援児童等支援強化加算事業：2,592千円

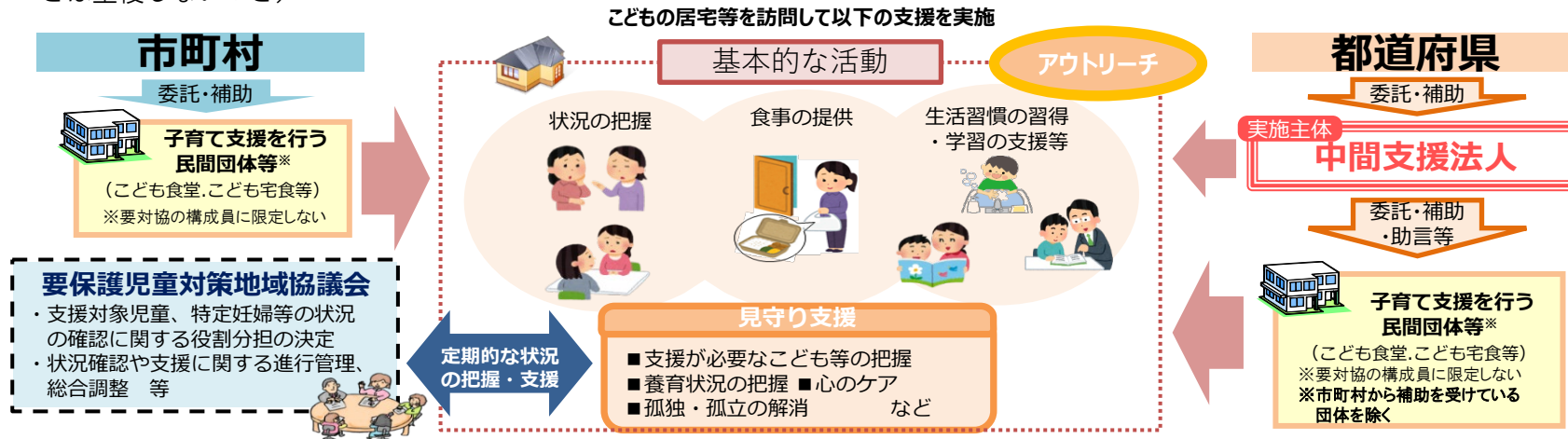
〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和8年度予算 206億円の内数（207億円の内数）

## 事業の目的

児童虐待防止に向けて子育て世帯が孤立しないよう支援するため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となり、訪問による食事提供等を伴う支援を行うこども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等の状況を把握しながら見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進するとともに、こども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とするこどもを把握し支援につなげる体制強化を図る。

## 事業の概要

- ① 市町村からこども宅食を行う民間団体等への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援などを実施
- ② ①に加え、おむつ等の消耗品の提供等により巡回活動を強化する場合に経費を加算〔巡回活動費強化加算〕
- ③ 都道府県から中間支援法人への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援、周知啓発などを実施できる（※①の対象者とは重複しないこと）



※ 居場所型は令和7年度から廃止（「地域こどもの生活支援事業」に一般化して補助実施）

※ 中間支援法人が、民間団体等に対して運営に関するノウハウの提供や助言等を行うことで、事業展開を加速化（中間支援法人自身による事業実施も可）

※ ②及び③は、令和5年度補正事業「アウトリーチ支援・宅食事業」

## 実施主体等

【実施主体】①及び②：市町村（特別区含む）、③：都道府県

【補助率】①及び②：国2/3（市町村1/3）又は国1/2（市町村1/2）、③：国2/3（都道府県1/3）又は国1/2（都道府県1/2）

【補助基準額】①：1か所当たり 7,497千円、②：1か所当たり 5,335千円、③：1都道府県当たり 60,000千円（+周知啓発加算28千円）

※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ。

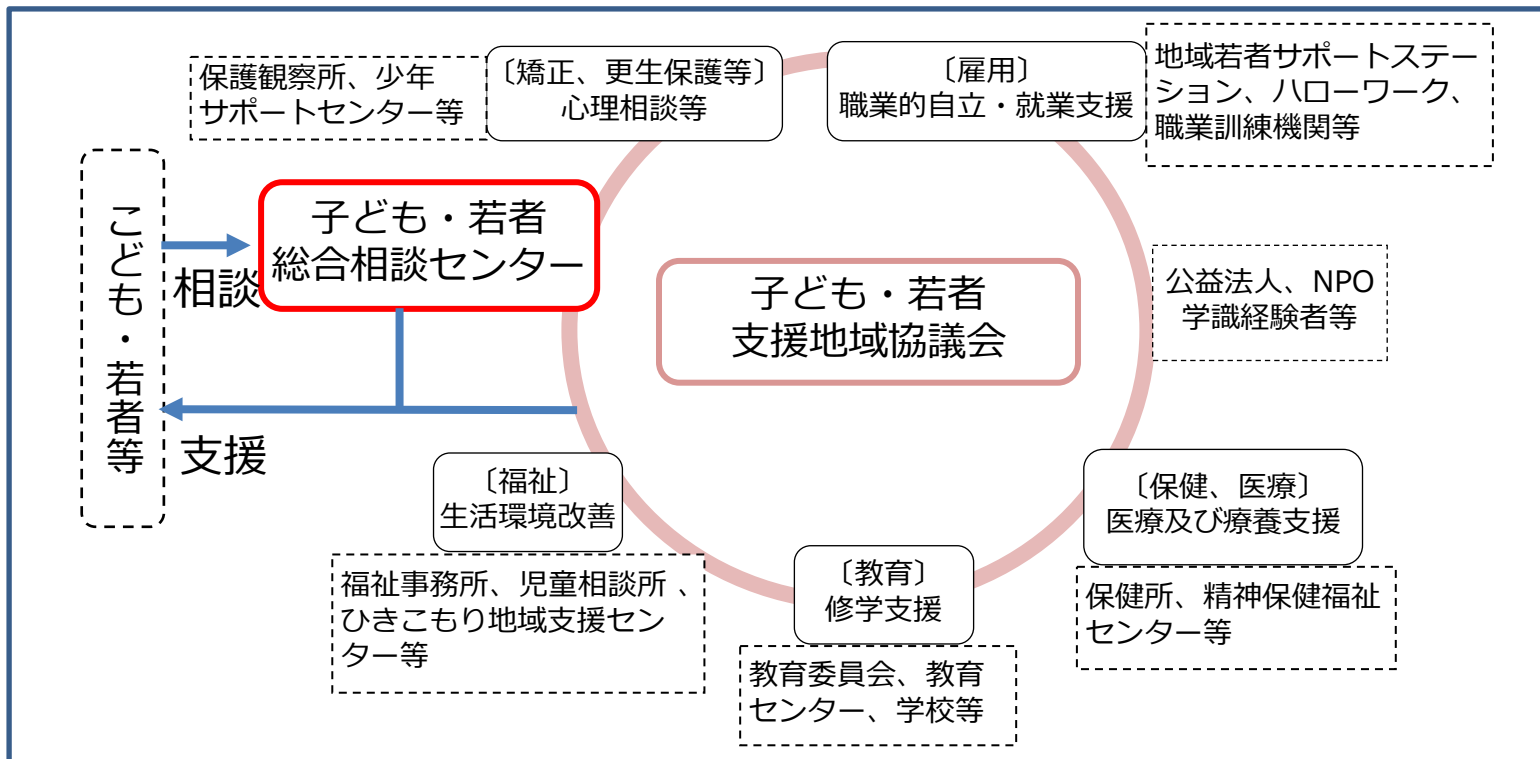
財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。

## ●子ども・若者支援地域協議会

社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者への支援に関し、教育、福祉、保健、医療、矯正、雇用等の関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、その効果的かつ円滑な実施を図るためのネットワーク（2025年4月1日現在、145の地方公共団体が設置）

## ●子ども・若者総合相談センター

こども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点（2025年4月1日現在、124の地方公共団体が設置）



令和7年度補正予算 : 7.7億円  
令和8年度予算 : 0.4億円 (0.2億円)

## 事業の目的

- 最新の調査（令和6年度）では、いじめの認知件数や重大事態の発生件数、不登校児童生徒数ともに過去最多を更新するなど、極めて深刻な状況。
- いじめや不登校をはじめ、学校に関係するこどもの悩みの背景には様々な事情が複雑に関係している場合があり、学校だけで抱え込むのではなく、教育・福祉等の地域の関係機関が連携し、地域全体で子どもへの支援を進めることが必要であることから、いじめ・不登校や悩みに直面することもやその保護者を支援する体制整備のための取組及びモデル事例の普及に向けた取組等を推進する。

## 事業の概要

### (1) 地域ネットワーク構築による子ども支援事業（令和7年度補正予算：7.7億円、令和8年度予算：0.2億円）

いじめや不登校をはじめ、学校に関係するこどもの多様な悩みや、その背景にある課題に対応するため、首長部局、学校・教育委員会、福祉・医療・保健等の専門機関、NPO等の地域における関係機関のネットワーク構築を図り、子どもやその保護者の悩みの解消に向けた取組を推進する。

#### ① 地域全体で取り組むこどもの悩み相談モデル事業（令和7年度補正予算：4.5億円）

地域全体で、いじめなど学校関係の多様な悩みや、その背景にある課題をワンストップで受け止め、子ども・保護者に寄り添い伴走支援する人材の育成や体制整備等、モデルとなる事例の開発・実証を行う。

#### ② 地域における不登校の子どもへの切れ目ない支援事業（令和7年度補正予算：2.6億円）

学校・地域社会のいずれにもつながりが持てないなど、不登校の子ども・保護者が抱える悩みやニーズ等に応じ、各地域において、こどもの育ちの観点からきめ細かく対応する支援策の実証や体制構築を支援する。

#### ③ 首長部局によるいじめ解消モデルの全国展開事業（令和7年度補正予算：0.6億円）

首長部局におけるいじめ解消のモデル事例の普及に向けて、自治体での導入支援や体制づくりの助言等のほか、首長部局でいじめ防止等に従事する職員の専門性向上を目的とした研修等を実施する。

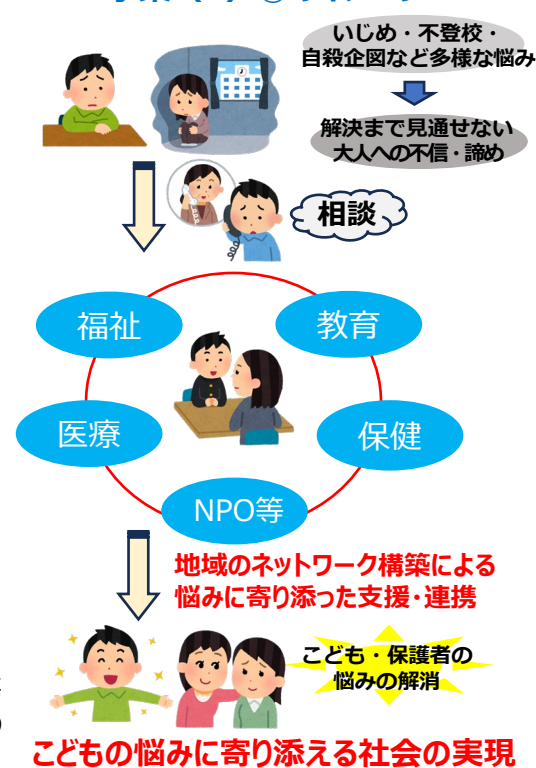
#### ④ 社会総がかりでこどもの悩みを受け止める全国フォーラムの実施（令和8年度予算：0.2億円）

いじめや不登校など学校におけるこどもの様々な悩みを地域全体で受け止めるため、全国の自治体や関係機関等を対象に、首長部局の先進的な好事例を広く普及する全国フォーラムを実施する。

### (2) いじめ調査アドバイザーの活用（令和8年度予算：0.1億円）

いじめの重大事態調査については、委員の第三者性確保等が課題となり調査開始が遅れるなどの問題が指摘されているため、調査の第三者性確保の観点から、法律・医療・教育・心理・福祉等の専門家をいじめ調査アドバイザーとして委嘱し、自治体等から寄せられた人選・調査方法に係る相談に対する助言を行う。また、いじめ調査アドバイザーを活用し、新たに重大事態調査の委員となり得る専門家を対象に、重大事態調査ガイドラインに基づく調査手法等に係る研修会を実施する。

### 事業(1) ①のイメージ



## 実施主体等

(1) ①及び② 首長部局での開発・実証

【委託先】 都道府県、市区町村

【実施箇所数】 ①18自治体（1自治体あたり2,500万円を上限）

③研修及び広報事業、④フォーラムの実施

【補助割合等】 委託費（国10/10）

②16自治体（1自治体あたり1,400～2,000万円を上限）

【委託先】 民間団体等（③④とも各1団体）

【補助割合等】 委託費（国10/10）

※自治体からの提案によっては①②の同時採択も可能

【実施主体等】 国が専門家に委嘱

(2) いじめ調査アドバイザーの活用